

RWE Renewables Japan 合同会社「(仮称)新潟県胎内市及び村上市沖洋上風力
発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和3年6月29日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)新潟県胎内市及び村上市沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、RWE Renewables Japan 合同会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：新潟県胎内市及び村上市沖合
- ・原動力の種類：風力(洋上)
- ・出力：最大720,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年 4月 6日
環境大臣意見受理	令和3年 6月18日
経済産業大臣意見	令和3年 6月29日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742(直通)

RWE Renewables Japan 合同会社「(仮称)新潟県胎内市及び村上市沖洋上風力発電事業
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地調査を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

イ 新潟県においては、環境省が実施している風力発電に係るゾーニング実証事業も活用(令和元～令和2年度)し、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価し、「洋上風力事業を行うに当たって、導入促進が検討できる領域(導入促進エリア)」、「事業性、環境及び社会条件から設置が非常に困難と考えられる領域(保全エリア)」等の設定に向けたゾーニングの検討がされている。本事業においても、環境影響評価の適切な実施の観点から、当該ゾーニング実証事業の成果と十分に整合を図りながら、環境保全等と両立した事業を円滑かつ効率的に進めることが重要である。今後の事業計画の検討に当たっては、引き続き新潟県等と協議等を実施しながら、ゾーニングの検討結果に則して、風力発電設備等の配置等を適切に設定するとともに、環境保全措置を適切に実施すること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、今後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成 30 年法律第 89 号)に基づく、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に係る検討状況等を踏まえ、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設

備等の配置等を検討すること。

(3)関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5)最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ適切に実施すること。

2. 各論

(1)風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、ガン類、ハクチョウ類及びサシバ、ハチクマ等の猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、新潟県立自然公園条例(昭和43年新潟県条例第28号)に基づき指定された瀬波笹川流れ粟島県立自然公園が位置しており、同自然公園内には「瀬波温泉海水浴場」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観に対する影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該自然公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。